

佐久市社会体育施設使用料金表

対象施設：ゲートボール場

会 場	時間等	金 額
県民佐久運動広場屋内ゲートボール場	午前 6 時から午前 9 時まで	1 面：310 円
	午前 9 時から正午まで	1 面：310 円
	正午から午後 5 時まで	1 面：520 円
	午後 5 時から午後 7 時まで	1 面：200 円
	午後 7 時から午後 9 時 30 分まで	1 面：310 円
白田ふれあいゲートボール場	午前 6 時から午前 9 時まで	1 面：310 円
	午前 9 時から正午まで	1 面：310 円
	正午から午後 5 時まで	1 面：520 円
	午後 5 時から午後 7 時まで	1 面：200 円
	午後 7 時から午後 9 時 30 分まで	1 面：310 円
白田屋外ゲートボール場	無料	
浅科御牧ゲートボール場	無料	
望月屋内ゲートボール場	午前 6 時から午前 9 時まで	1 面：310 円
	午前 9 時から正午まで	1 面：310 円
	正午から午後 5 時まで	1 面：520 円
	午後 5 時から午後 7 時まで	1 面：200 円
	午後 7 時から午後 9 時 30 分まで	1 面：310 円
望月屋外ゲートボール場	無料	

電気料	県民佐久運動広場屋内ゲートボール場	1 時間 1 面：150 円
	白田ふれあいゲートボール場	1 時間：200 円
	望月屋内ゲートボール場	1 時間：200 円

(備考) 1 市内に住所を有する者及び市内に事務所又は事務所を有する法人等以外のもの（以下「市外使用者」という。）の使用料の額は、白田総合運動公園宿泊棟及び佐久総合運動公園マレットゴルフ場の使用料を除き、この表に定める使用料の額の 3 倍（市外使用者が市内の施設等に宿泊している場合にあつては、2 倍）に相当する額とする。

2 「宿泊」とは、午後 3 時から翌日の午前 10 時までの使用をいう。

3 時間で定める使用料について、使用時間が 1 時間未満のときは、1 時間とし、使用時間に 1 時間未満の端数があるときは、これを切り上げて使用料の額を算出するものとする。

4 暖房を使用する場合には、教育委員会が定める実費相当額を徴収する。